



TAX Q & A

質問と答 (朝霞税務署)

(質問) 平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から『交際費等の損金不算入制度』が改正になったそうですが、どのようなものなのでしょうか。

(回答) 交際費等とは、租税特別措置法第 61 条の 4 第 3 項で「法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と定義されており、一般的な交際費の概念よりその範囲は広いものとなっています。そして、この定義に当てはまる支出については科目の区分に関係なく、すべて損金不算入となります。ただし、期末の資本金等の額が 1 億円以下の中小企業者の場合は、年間の交際費等の支出額が 400 万円以下の部分について 90% 相当額は、損金に算入されます。

この交際費等の損金不算入制度について、平成 18 年度の税制改正により、次のような改正が行われ、法人の平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度分の法人税について適用することとされました。(改正法 13、改正法附則 102)

(改正の概要)

- (1) 交際費等の範囲から「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費を除きます。）」が、次に掲げる事項を記載した書類を保存することを条件に交際費等から除外されました。
 - ① その飲食等のあった年月日
 - ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
 - ③ その飲食等に参加した者の数
 - ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
 - ⑤ その他参考となるべき事項
- (2) 資本金等の額が 1 億円以下の中小企業者に対して講じられていた定額控除限度額（年 400 万円）までの金額の損金算入割合を交際費等の額の 90% 相当額とする措置の適用期間が、平成 20 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで延長されました。